射水市空き家情報冊子官民協働発行事業 仕様書

１　発行の形態

窓口における空き家に関する相談者や死亡届提出者などに配布する、空き家に関する情報や市の支援内容・連絡先などをまとめた情報冊子とし、作成及び納入にかかる費用は協働発行業者が負担し、無償で市に提供する。

２　冊子の納品日及び提供期間

納 品 日：平成３０年６月２９日

提供期間：平成３１年6月３０日まで

３　冊子の配布方法

窓口における空き家に関する相談時、市民課窓口における死亡届受理時、空き家に関する関係団体等で配布する。また、電子データを市のホームページに公開する。

４　規格及び納品部数

規 格 ：Ａ４冊子（携帯に便利なもの）

ページ数：「５ 冊子の内容」参照

部 　数 ：１０００部以上

色 　　 ：フルカラー

別途冊子の電子データをＰＤＦファイル等により市に納入するものとする。

５　冊子の内容

・空き家に関する情報（表紙を含み４ページ以上）

・市の空き家支援に関する情報（１ページ以上）

・広告（３ページ以内）

ただし、広告内容・色等の冊子の仕様について、事前に市と協議し、承認を受けた後に制作しなければならない。

６　協賛企業広告について

（１）広告の掲載位置に関しては、市と協働発行事業者の協議の上、決定するものとする。

（２）市の情報と広告情報との混同を避けるため、広告ページと市の情報ページはそれぞれ独立したページとして配置する。

（３）協賛企業募集活動に関しては、その告知から契約までの一切を協働発行事業者側で行う。市側が必要とする場合を除いて、市が告知文書の発送や営業活動へ参加することを一切求めてはならない。

（４）掲載できる広告の内容の範囲については射水市有料広告事業実施要綱及び射水市有料広告掲載基準の定める基準を満たすものとする。また、その内容が不適当であると市が判断した場合は全体または一部を市と協議のうえ変更することとし協働発行事業者が広告主との調整を行う。この場合において、審査の結果生じた作業に関する経費は事業主の負担とする。

（５）広告内容に関して、市は一切責任を負わず、事業主又は広告主が責任を負う。

（６）冊子は印刷物として配布するほか、その電子データを市ホームページ等にて広く市民に情報を公開できるものとする。

7　特記事項

（１）協働発行事業者は、冊子の内容に関する苦情及びその他問題が発生したときは、誠意をもってすみやかに解決に努めるものとする。

(２) 市からの提供情報については市が、それ以外の情報については協働発行事業者が著作権を持つ。

（３）全ての内容は関係法令で定める基準に準拠したものでなければならない。

８　その他

　　本仕様書等の定めがない事項又は疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定し、誠意を持って対応しなければならない。

９　問い合わせ先

〒939-0294

富山県射水市新開発４１０番地１

射水市 企画管理部 未来創造課　地方創生係

電話：0766-51-6614 FAX：0766-51-6668

E-mail：mirai@city.imizu.lg.jp